

※ 称号を受審する場合の注意事項(下記の規程があります。)

鹿児島県剣道連盟段・級位審査及び称号受審候補者推薦規程

(趣旨)

第1条 本連盟の段・級位の審査及び授与並びに称号受審候補者の推薦は、全剣連称号・段位審査規則によるほか、この規程の定めるところによる。

(称号受審候補者の推薦)

第3条 本連盟会長は、称号を受審する者の申込みを受け、審議員会を経て候補者の推薦を行う。

2 称号を受審する者は、申込み時の過去2年間に中央講習伝達講習会又は全剣連後援講習会を2回以上受講しなければならない。

※ 六段以上を受審する場合の注意事項 (下記の規則があります。)

鹿児島県剣道連盟剣道・居合道・杖道段位審査規則

(趣旨)

第1条 この規則は、本連盟の剣道、居合道及び杖道の段位審査に必要な事項を定める。

(審査申込み)

第4条 段位審査を受けようとする者は、本連盟細則第7条に定める入会・審査申込書により、所属支部長(初段受審者は合格後入会しようとする支部の長)の承認印を受け、別に定める審査料を添えて申し込まなければならない。

2 三段以下の再受審者は、前項によるほか昇段審査実技等合格証明書(別記様式)を添えなければならない。

3 六段以上を受審する者は、審査日の過去1年間に受審者講習会(離島での講習会を含む。)を1回以上受講しなければならない。